

小企業無災害記録表彰の推薦について

(目的)

小企業における無災害記録を表彰し、自主的安全活動の促進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

当協会の会員で、常時50人未満の労働者を使用する事業場に適用します。

(無災害記録)

この規程による無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録の5種類とし、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間無災害を継続した日に樹立するものとする。

なお、無災害記録期間は、当該事業場において、業務上死傷災害（休業1日以上）が発生した日の翌日から起算した期間とします。

(表彰申請)

無災害記録を樹立した事業場は、申請書（2通）を作成し、速やかに岡山県支部を經由して申請する。申請は原則として第1種無災害記録から、段階的に行うこととする。ただし、申請の際、より長期間の無災害記録を樹立しているときは、当該無災害記録から行わなければならない。

(表彰状の授与)

表彰状は申請に基づき、無災害記録表彰状及び副賞を支部長を經由して授与します。

(その他)

陸運労災防止協会岡山県支部あてにメールをいただければWordファイルの申請書をお送りします。

お問い合わせ

陸運労災防止協会岡山県支部

電話 086-234-1332

FAX 086-234-5600

E-mail : riku@okayama-ta.or.jp